

総務常任委員会会議録			
日 時	平成30年12月19日（水）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時16分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、斉藤副委員長、安斎・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署員に、酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「平成30年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

○（総務）企画政策室小川主幹

平成30年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る11月29日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案についてですが、報告案件として平成29年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件については、認定されました。

○委員長

「国立小樽海上技術学校の存続に向けた取り組み状況について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

国立小樽海上技術学校の存続に向けた取り組みの近況につきまして、報告いたします。

先月6日に海技教育機構の理事等が来庁して協議を行いました。その際、本市からは統合中学校が小樽商業高校に入らない可能性が出てきたこと。仮に入らない場合は、海上技術学校と市の関連施設との複合を検討すること。それと、北海道からの譲渡の要請の関係上、本年12月を目途とされていた平成32年度の生徒募集の判断時期については延長してほしいことを伝えました。

機構からは、国土交通省において船員養成の改革に関する検討会の中で、全国的な短大化の検討がなされていること。また、商業高校への移転に当たっては、コストの総額を抑制させる必要があることから、本市からの提供条件が大きく影響するとのお話をいただきました。その後機構から、32年度の生徒募集の判断については待つこととするが、年度内には方向性を固めてほしい旨のお話がありました。

さらに今月7日に、市長が知事を訪問し、面談を行いました。その際、市長からは、北海道としても重要な施設であることから、小樽商業高校を本市に譲渡していただきたい。譲渡に当たり、市の財政状況を勘案して、特段の御配慮をいただきたい旨、お伝えしました。

知事からは、小樽商業高校を有効活用できるのはいい話である。ぜひ、存続に向けて北海道教育委員会と協議していただいて、これからも連携をとりながらしっかりとやっていきたいと思いますとのお話をいただきました。

事務方としましても、これまでも北海道と連携して進めてきておりますが、今後につきましては、より具体的に北海道との譲渡条件等の協議に入っていくとともに、機構との協議も進めて施設の使用部分を明確化させながら、市側の施設活用についても検討を進めたいというふうに考えております。

○委員長

「札幌市による連携中枢都市圏の形成に向けた協議について」

「小樽市自治基本条例検討委員会からの提言書について」

○（総務）企画政策室布主幹

初めに、札幌市による連携中枢都市圏の形成に向けた協議について、資料に基づき説明いたします。

本件につきましては、平成30年第1回定例会において報告しましたとおり、圏域の形成につきまして、札幌市を中心とし、経済や住民生活などにおいて密接な関係がある石狩管内の市町村のほか、本市も含め7市3町1村との協議を行っているところです。

札幌市では、11月28日に連携中枢都市圏の連携中枢都市宣言を行っているところであります。本市としましては、連携都市として札幌市と協約を締結することを前提に、連携が想定される事業について協議を行っております。

連携が想定される主な事業につきましては、資料の1項目めにお示ししたとおりでございますが、全体につきましては別紙に取りまとめておりまして、本市の特色のある第3次産業を初めとするさまざまな部門で、札幌市の持つ資源を最大限に生かしながら連携することにより、圏域全体の発展に資するものとして協議を進めているものであります。

札幌市が想定している今後のスケジュールにつきまして、資料2項目めをごらんください。

現在、連携が想定される事業につきまして協議を行っておりますが、札幌市が来年1月にその事業を取りまとめた連携中枢都市圏ビジョン案を確定させ、圏域全体を対象としたパブリックコメントを実施いたします。その事業内容を反映させた連携協約を各自治体で議会に上程、議決をいただき、3月末の札幌市との協約締結及び札幌市によるビジョンの公表と進めてまいりたいと考えております。

続きまして、小樽市自治基本条例検討委員会からの提言書につきまして、資料に基づき説明いたします。

初めに、これまでの流れについてでございますが、本年6月に条例に基づく取り組み状況について整理したほか、7月にはまちづくりフォーラムを開催しております。そして、本年8月31日、学識経験者や市民公募等による小樽市自治基本条例検討委員会を設置いたしました。

会議につきましては8月から11月まで4回開催し、条例の取り組み状況の検証や問題点、条例の見直しの可否などについて議論していただきました。議論結果につきましては、去る12月12日、資料の別紙としておつけしております提言書を市へ提出していただきました。

今後のスケジュールにつきましては、この提言書をもとに庁内検討会議を開催し、見直し可否の素案作成を行いたいと考えております。その後、パブリックコメントを来年1月から2月にかけて実施し、3月に見直し可否案につきまして確定し、その結果について議会報告させていただきながら次年度以降対応してまいりたいと考えております。

続きまして、お手元の別紙の提言書につきまして、簡潔に説明させていただきます。

提言書の2ページ目をごらんください。

こちらにつきましては、第1章の冒頭として、全体的な御意見をまとめてございます。議論の結果、条例全体を通して条例自体の見直しは必要ないとしながらも、各条文に基づく取り組みについては課題があるとして、その指摘が3ページ目から11ページ目までの囲みの中に記載されております。

12ページ目、13ページ目をごらんください。

こちらにつきましては、第2章としまして、第1章で指摘された事項のうち、特に今後の取り組みが必要と検討委員会が判断した事項について記載されております。一つ目として、条例の周知について。二つ目として、まちづくり専門部署の設置と職員の意識改革について。三つ目として、コミュニティへの支援について記載されております。

14ページ目以降につきましては、条例の逐条解説などの資料となっております。また、提言書の別紙として、検討委員会において取り組みの検証を行った際に参照した資料を添付しております。

○委員長

「小樽市収支改善プランについて」

○（財政）津川主幹

小樽市収支改善プランについて報告させていただきます。

プランの概要についてですが、1ページ目は策定の趣旨として、プランの策定の経緯などについて記載しております。

2 ページから12ページまでが決算から見た小樽市の財政状況となります。

13ページから15ページで、収支見通しにおける推計の考え方について記載しております。平成30年第3回定例会補正予算後の予算額をベースとし、現時点で収支に大きな影響を及ぼす制度改正については可能な限り反映し、その他の制度については現行の制度が継続することを前提として推計しています。

16ページに収支表を、17ページがその説明となります。収支見通しの結果、予算ベースでは31年度で財政調整基金が全額取り崩しとなる見込みで、毎年度約10億円の財源不足が生じる見込みとなっており、36年度においては定年退職予定者数の増による収支の悪化が見込まれております。

18ページから収支改善の内容となります。まず、計画の目標及び計画期間ですが、計画の目標としては、収支改善取り組み後の収支の黒字化と財政調整基金の確保とし、計画期間は定年退職予定者数のピークである36年度に向けて収支の改善を図り、財政の健全化を目指すことが必要と判断し、31年度から37年度までの7年間として、収支改善の取り組みを進める計画を作成しました。

19ページから30ページは、収支改善に向けた取り組みとなっています。34の取り組みについて、取り組み内容、工程や効果額を記載しており、効果額としては7年間で合計約36億円と試算しております。

最後の31ページは、収支改善に向けた取り組みの効果額を反映させた収支計画となります。この収支改善の取り組みにより、33年度までは収支不足が発生するものの、財政調整基金を確保しながら財政調整基金への繰り入れを行うことにより収支の均衡を図り、34年度からは収支の黒字化を達成し、今後の財政需要に備えて財政調整基金を徐々に積み立てしていきたいと考えております。表の下段には、この計画期間の財政調整基金の決算値における残高の推移を別添しております。

この収支改善プランにつきましては、今後の制度改正や新たな財政需要などに対応するため、来年度以降新しい取り組みなどを検討しながら収支改善に向けた見直しを行ってまいります。

○委員長

「小樽市歴史文化基本構想の進捗状況について」

○（教育）生涯学習課長

小樽市歴史文化基本構想策定の進捗状況について、報告いたします。

小樽市歴史文化基本構想策定事業は、平成28年度から3カ年で策定に向けて取り組み、さきの第3回定例会において本構想の素案を報告いたしました。その後、30年11月5日から12月4日までパブリックコメントを実施し、その結果、意見等の提出者数は8名の個人と1団体から19件の意見等がありました。そのうち、素案に反映が必要な御意見もありましたので、現在その内容を精査し、事務を進めているところであります。

なお、今月末まで修正部分の反映を行い、1月中旬にはパブリックコメントの意見の概要等について公表を行い、その後、構想を確定してまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市子どもの読書活動推進計画について」

○（教育）図書館副館長

小樽市子どもの読書活動推進計画の案について、報告いたします。

お手元にごございます資料のうち、資料1はその計画案となります。また、資料2は昨年11月に実施しましたアンケートの集計結果と読書推進に関連する法規を掲載した資料となります。

それでは、計画案の構成について説明いたしますので、表紙を開いていただきまして目次をごらんください。

本計画は、全体を5章で構成いたしております。第1章は、「計画の策定に当たって」としており、項目としましては、計画策定の趣旨、国や北海道の動向、計画の期間、対象、子供の読書活動の意義について記載しています。

第2章は、「本市の子どもの読書活動の現状と課題」としており、アンケート調査の結果とそこから導き出され

た現状と課題を記載しています。第 3 章は、「計画の目標と基本方針について」としており、第 2 章で導き出された本市の現状と課題を踏まえ、計画の体系を示しております。

まず、基本目標を「全ての子どもに読書の楽しさを ～生きる力を育む読書環境作り～」とし、基本方針として四つの柱から成る計画の構成といたしました。第 4 章では、「子どもの読書活動のための方策」として、それぞれの基本方針に沿った施策と、それを実現するための方策を立て、具体的な取り組みについて記載しております。また、現在実施している具体的な取り組み、事業について、基本方針と施策ごとに整理して、一覧としております。

最後に、第 5 章、「計画の効果的な推進に向けて」において、推進計画の取り組みの目安として 10 年後の数値目標を設定しています。また、5 年ごとにアンケートを実施することや利用統計の推移から目標値に対する評価を行い、取り組みや事業の見直しを検討していきます。

計画案は以上ですが、今後のスケジュールとしては、本日の総務常任委員会において計画案報告の後、パブリックコメントを実施し、市立小樽図書館協議会において成案決定を審議し、小樽市社会教育委員会、教育委員会で成案の報告を行い、平成 31 年第 1 回定例会の総務常任委員会で計画の最終報告を行う予定で進めてまいります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 3 号について」

○（教育）選挙管理委員会事務局次長

議案第 3 号小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、説明申し上げます。

平成 29 年 6 月 21 日公布の公職選挙法の一部改正により、都道府県または市議会議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することが可能となります。あわせて、市議会議員について、市は条例で定めるところによって、このビラの作成について無料とすることができることとされたことから、市長選挙と同様に、市議会議員選挙についても公費負担の対象とするよう改正を行うものであります。

改正内容につきましては、これまで選挙運動用ビラの作成に係る公費負担は、小樽市長選挙における候補者に限定していたものを、小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における候補者の両方について公費負担の対象となるよう改正いたします。

なお、この改正の施行期日は平成 31 年 3 月 1 日としております。

○委員長

「議案第 4 号及び議案第 5 号について」

○（総務）職員課長

初めに、議案第 4 号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

この条例案は、副市長及び教育長の給料月額について、独自削減の減額率を、副市長にあつては現行の 100 分の 91 から 100 分の 85 に、教育長にあつては現行の 100 分の 93.5 から 100 分の 90 に変更するものであります。

なお、施行期日は平成 31 年 1 月 1 日としております。

続きまして、議案第 5 号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、平成 30 年人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額を平均 0.2% 増額改定するとともに、宿日直手当については通常の宿日直勤務に対する勤務 1 回の限度額を 4,200 円から 4,400 円に、常直的な宿日直勤務に対する月額の限度額を 2 万 1,000 円から 2 万 2,000 円に引き上げるほか、勤勉手当の支給割合を 0.05 ヶ月分引き上げ、31 年度においては 6 月と 12 月の期末勤勉手当の支給割合を平準化するものであります。

また、扶養手当については、行政職給料表 8 級及び医療職給料表 3 級以上の職員についてのみ、配偶者及び子以

外の扶養親族に係る月額を6,500円から3,500円に引き下げるとともに、病院事業管理者の期末手当の支給割合を0.05カ月分引き上げるほか、職員と同様に6月と12月の期末手当の支給割合を平準化するものであります。

なお、施行期日は30年度実施分については公布の日、31年度実施分については、31年4月1日としております。

○委員長

「議案第6号について」

○（教育）施設管理課長

議案第6号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

平成30年7月19日に有償譲渡いたしました旧若竹小学校につきましては、学校施設環境改善交付金を受けて整備した建物であります。文部科学省では、国庫補助を受けた工事の完了後、10年以上経過した建物について有償により財産処分をする場合には、残存する価値に相当する補助金相当額と譲渡額に係る補助金相当額を比較いたしまして、いずれか廉価なほうを国庫納付することが必要となりますが、当補助金相当額以上の金額を学校施設整備の資金として積み立てることにより、国庫への返納義務が免除されることから、小樽市資金基金条例の一部を改正し、新たに学校教育施設整備資金基金を設置するものであります。

○委員長

「議案第18号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第18号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

国連総会が12月5日の本会議で、核兵器禁止条約への署名と批准を呼びかける決議を126カ国、国連加盟国の約3分の2の賛成で可決しました。禁止条約発行を求める国際社会の多数意思が改めて示されました。

これまで日本政府は、禁止条約に反対する核保有国と、支持する非核保有国の橋渡しをすると主張してきました。しかし、今回の総会では、橋渡し論の破綻がはっきりしています。日本政府は、核保有国と同様に核兵器禁止条約の批准を求める国連総会決議案に反対しました。

また、核兵器廃絶の工程を含む条約の交渉を求める決議、核不拡散条約再検討会議での核兵器廃絶の明確な約束の実行を求める決議などは加盟国の3分の2を超える賛成で採択されましたが、日本政府はこれらの決議にも棄権しました。政府が核兵器廃絶の先頭に立てないのであれば、本条例案を制定し、神戸方式の非核証明書を提出させる必要があります。

以上を申し上げ、提案理由の説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、立憲・市民連合、公明党、安斎哲也委員の順といたします。

自民党。

○濱本委員

◎小樽市自治基本条例検討委員会からの提言書について

まず、小樽市自治基本条例検討委員会からの答申について今報告がございましたけれども、見直し不要という答申でした。私の印象とすれば、この条例をもとにしたどんな取り組みがなされたかということに検証する重点が置かれているように思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

今回の検討委員会の検討につきましては、条例に基づき庁内の取りまとめを行いまして、それをもとに資料として議論していただきました。

確かに庁内の取り組みに対する課題ですとか、そういったものを検証していただき、さらにその課題を抽出した後、それについて条例改正の必要があるのかどうかということで議論していただいたところでございます。

○濱本委員

ここに提出したいろいろな資料が添付されていますけれども、少し違和感があるというか、そういう部分がありまして、それはなぜかという、どこまでも小樽市の中の情報なのです、どういう取り組みをしてきたかという。例えば、この見直しの条項というのは、大体ほかのどこの都市も見直し条項をかけているのです、つけていると。そういう中では、いろいろな答申が他都市では出ているのですけれども、例えばそういう答申などもいわゆる検討委員会委員の皆様は資料として提示されていたことはありますか。

○（総務）企画政策室布主幹

今回の委員会の提供資料でございますが、まず庁内の取り組み状況をまとめたものが、提言書の別紙にもございます小樽市自治基本条例の条文ごとの取り組み状況ですとか、条例の逐条解説とか、こういったものをまず資料として提出させていただきました。

条例の見直しの進め方ですとか、例えば検討のあり方ですとか、ほかの自治体を参考にしたかということでございますが、こちらは少し言いわけになるかもしれませんが、当初は市内部での検討予定でございましたが、議会からの指摘もございまして、急遽、検討委員会を設置したということもありまして、時間的に余りなかったものになりますから、ほかの自治体の状況ですとか、そういった確認、そういったものを参考にすることには至りませんでした。

○濱本委員

他都市では、見直しのいわゆるこういう検討委員会の中に議員が入っているところもあるのです。それは多分、想像ですけども、いわゆる議会を規定する条文なども当然入っているの、やはりその当事者にも検討委員会に入ってもらわなければならないということで入れているのです。

だけれども、小樽市の場合は議員が入っていませんでしたし、議会に対しての条文の取り組み状況については報告は出しましたけれども、実際問題、議会に対してのヒアリングみたいなものはなかったのです。そういうことは、やる予定が当初からなかったのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

今回、議会の取り組みにつきましては、当初より資料を議会から提出していただき、検討委員会で議論していただき、検討委員会の皆さんに御意見を伺うという形で進めさせていただいた経緯がございます。次回検討の見直しの場合に検討委員会を設置する際には、委員の御指摘の点につきましても考えてまいりたいと考えております。

○濱本委員

次回まではまだ言っていませんでしたけれども、ぜひ、やはり検討委員会の皆様には、できるだけたくさん資料を提示してもらいたいと思うのです。そうでないと、なかなかやはり、小樽のことはわかって他都市が例えばどういう検証作業をしているのか、どういう条文のつくりをしているのか、そういうものがやはりわからないのです。物差しがないとわからないと思うのです。

そういうものについては、やはりできるだけたくさん出してあげることが、こういう検討委員会のいわゆる中身を、機能を充実させる上でも必要だと思うのですが、今回はぜひやってもらいたいのですけれども、どうですか。

○（総務）企画政策室長

ただいま御指摘にありました、見直しの進め方につきましては、確かに我々も最初いろいろな議論をした中で進めてまいったのですが、結果的に今御指摘のありましたような議会へのヒアリングですとか、他都市の事例ですとか、そういったものに十分時間がかけられなかったという反省点はございますので、そういった意味では次回は5

年後になってしまうのですけれども、それに向けて今回の反省を踏まえて、今後の見直しについては検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○濱本委員

答申を受けて終わりではなくて、この後、庁内会議もあるということなので、議会へのヒアリングはその庁内会議を開催している中で、私はぜひとも行ってもらいたいと思うのです。というのは、今の小樽市自治基本条例の中のいわゆる議会、議員に関する条文の書き込みが決して過不足がないかということ、それは皆さんいろいろ御意見があるのでしょうかけれども、他都市事例などを見ると、やはり少し足りないよねというものもあるわけです。

例えば、四日市市は議会の責務、それから議長の責務というものもあるのです。それから市議会議員の責務という、このぐらい書き込んでいるのです。

議長の責務の第 2 項には、「市議会の事務局職員を適切に指揮監督するとともに、市議会の事務局職員の知識と能力の向上を図るよう努めるものとします。」と書いているのです。だから、このぐらいの書き込みがあっても、今、小樽はその議会基本条例がないので、そのぐらい細かく書いてもいいのかなという気がするのです。

なかなかやはり、皆さんで議会の条文のところに、言うなればこう書き込むというのは難しいと思うので、そういう意味では最終案をつくる、どうするかというのは、これからの庁内会議のプロセスの中でぜひ聞き取りをしていただきたいと思うのですが、次回の 5 年後ではなくて、最終的に決めるまでの間にやってもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○（総務）企画政策室長

今の御指摘につきましては、どのような形でのヒアリングが可能なのかも含めて、いろいろと検討させていただきたいと思います。改めて御相談をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○濱本委員

1 回つくってしまえばいいということではないし、だからこそ 5 年ごとに見直しましょうという条項をつくっているのです。まだ来年の 3 月までは時間もありますので、実現に向けて検討してもらいたいと思います。

◎学力向上について

それでは次に、学力向上の話なのですが、小樽市の学力調査があるのですけれども、小樽市の子供たちの学力が全道平均よりどうだとか、それから全国とはどうだとかという、その年その年でどうなのだという観点も大事なことはわかるのですが、それよりもっと大事なことは、小樽の子供たちの学力がいろいろな手だてによって、確かに伸びているのだということがなかなか報告ではわからないわけです、実際問題は。なぜかということ、単年度分しか出ていないのです、調査結果が。本当に改善されているかどうかというのは、やはり複数年を見ていかなければだめだと思うのですよ。例えば、ことしの分、3 年前はどうだったのだ、5 年前はどうだったのだという、どこか比べられる部分はあると思うのですけれども、そういうのがないのです。

この学力・学習状況調査の報告書が最初に出されたのは何年前ですか。最初にというか、今の形態で出されたのは。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今の形で数値を公表しているものにつきましては、平成 25 年度から公表しております。

○濱本委員

そうすると平成 25 年度ですから、6 回出ているわけですね。それであれば、やはりそういう比較ができるように、いろいろな意味で学力向上のために、当然教員たちのスキルアップもやっているでしょうし、研修なども含めて。それから、家庭に向けてはいろいろな取り組みをしてくださいと言っているわけです。そういうものを結果として見るためには、経年変化がわからないと見られないわけです。

毎年道内の中で何番目だとかいう話よりも私はそちらのほうがより大事だと思うのですけれども、そういうような報告書に変えられる余地はありますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ただいま、報告書の示し方についてのお尋ねでございますが、報告書につきましてはこれまでも中学校 3 年生が小学校 6 年生のときの結果と比較したものですとか、それから正答数の少ない児童・生徒の割合を昨年度と比較したものを掲載しておりますが、ただいま委員が御指摘のとおり、経年で比較してその改善傾向を示していく必要があると考えておりますので、次年度以降報告書を作成する際にはそれらがわかるよう工夫して作成してまいりたいと考えております。

○濱本委員

時間のかかることでしょうから、きょう言っただけとあしきやれとは言いませんけれども、ぜひ前向きに検討してもらいたいと思います。

それと関連して、平成30年度版の教育委員会の事務の点検及び評価報告書の中に、例えば18ページのところに「教職員の資質・能力の向上」と書いてあるのですが、どうも小樽市教育委員会主催の研修会のこと重点で、多分市外へ行って研修をしている事案というか、そういう例もあるのだろうと思うのですけれども、そういうものの記載がまるっきりないのです。例えば、北海道立教育研究所があったり、後志教育研修センターがあったり、いろいろあると思うのですけれども、そういうところへ行った実績みたいなものが全然書かれていないのですが、行っていないわけではないですよ。

市教委以外の研修、主な取り組みみたいなもの、今の段階でわかるのであれば聞かせてもらえますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

市教委主催の研修以外の校外研修についてでございますが、昨年度の例で申し上げますと、対象者が必ず参加しなければならない悉皆の研修を除いて、希望して参加する研修につきましては北海道立教育研究所や北海道立特別支援教育センター、それから後志教育研修センターが主催する講座には94名の教員が参加しております。それも含めまして、市教委主催の研修ですとかそのほかの校外の研修を含めると、昨年度は1人当たり年間で7.4回参加しております。

○濱本委員

実際にそういうスキルアップに行っている実績があるのであれば、やはりそれも書いていただいたほうが皆さんよくわかるのではないかという気がします。何でそのようなことを言うかということ、今から一六、七年前、道立教育研究所に運営協議会というのがあって、そこに行っていたのです。その当時は後志からは研修を受けている実績はあったのですが、小樽市からは実績がほとんどゼロだったのです。それからいくと、今十何年たって格段に小樽市内のこの報告を見ても、研修の回数、参加者人数、やはり格段にこの10年間ぐらいでふえていると思うのです。それは、私は教育委員会がしっかり取り組みをしたのだろうなというふうに思っています。

ただし、これはやはりエンドレスで、ここまでやったからいいのだということではないと思うので、これからも充実してもらいたいですし、やったことの結果についてはやはりきちんと報告書の中に挙げていただいたほうが、宣伝下手とは言いませんが、そのほうがより皆さんの御理解を得られるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ただいまの御質問でございますけれども、事務点検評価には市教委主催のものしか掲載されておきませんので、どのような形で教員方の研修の参加状況等も含めてお示しできるかということにつきましては、今後いろいろ工夫して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○濱本委員

ことしから教員研修計画を都道府県と指定都市はつくりなさいよと。要は、今までやっていたものをきちんと体系づけてやりなさいよということで北海道もつくっています。当然概要版も出ていますし、それの中には単なる教科のための研修ではなくて、いわゆる学校経営をするための研修だとか、当然初任者もいれば中堅クラスの研修だったりいろいろなメニューがあって体系化されて、そしてさらに指標というか、求められる、こういう研修を受けてこういう教員になってくださいよというところまでも出ているのです。

ことしの研修の中で、こういう道の教員研修計画を参考にして、教育委員会としては取り組みというか、実際の派遣だとかも含めて取り組まれたのですか、どうですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、道で示されているこの研修計画に基づきまして、例えば悉皆で参加する初任段階教員研修ですとか、中堅教員の研修ですとか、キャリアステージに応じたそういう各種研修につきましては本市の教員方も参加しておりますし、この中には道立教育研究所で開催する研修とかもございますので、そのあたりのここに示されているものにつきましては計画的に参加を促して、本市の教員方も参加し研修をしているというふうに認識しております。

○濱本委員

いろいろな意味で教員たちのいわゆるスキルアップというか資質の向上というのは必要だと思うのですよね。実際、やはり市外に出ていくためには、いつでも研修が夏季休業、冬季休業に多分あるわけではないのだろうと思うのですよね。教育委員会もそうですし、学校の中でもやはりそういう研修に行きやすい環境というか体制というか、そういうものもないとなかなか出ていかれない、行きたくても行けないみたいなのところもあると思うのです。

具体的に例えば、そういう研修に行きやすい環境づくりみたいなのところでの取り組みみたいなのものはありますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、研修計画につきましては年度当初にももちろん道の研修も含めて市教委の研修も含めて全てお示しをして、校長会議等の中で、教員方が研修に参加しやすいように校内で意図的、計画的に参加できる状況をつくって積極的に参加してくださいということで、校長会議等で呼びかけております。

○濱本委員

多分これはどこの職場でも一緒ですが、何かしらのそういう研修などに出ようと思うと、やはりこれは民間企業もそうですけれども、穴があくからなかなか行きたくても行けないとかという状況は多々あるのです。それはやはり、管理者なり教育委員会なりがそれなりの促しをしないとなかなか行けない。言うなれば、会社で言えば社長が、あなた行ってこいと言わないと、行かせてくださいとはなかなか言えない状況も多分あるだろうと。市内の研修だったらそれは比較的簡単にできるのでしょうかけれども、例えば市外へ出ていく、もしくは例えば東京へ出ていくみたいなことになると、なかなかそれは難しいのだろうと思うのです。

これからもそういう研修に行きやすい体制づくりみたいなのことにも、ぜひとも配慮してもらいたいと思うのですがいかがですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教員方が、各種研修会に参加しやすいようにということで、校内で行きやすい体制をどのようにつくっていけるかというあたりは校長会とも協議しながら、今後よりよい研修の体制づくりについて話し合っていきたいというふうに考えております。

○濱本委員

教育はこれでいいのだとか、これで終わりだとかということのない分野だと私は理解していますし、そのためにはやはりその時々に関わった最善の環境をつくってあげなければならない。それは人も含めた単なるハードな環境ではなくて、やはり人間も含めた子供に対する環境づくりというのは必要だと思うので、ぜひとも教育委員会、予

算がどのぐらい市長から配分されているかわかりませんが、お金もかかることもあるでしょうから、ぜひとも遠慮なく予算要求をした上で、よりよい教育を小樽の子供たちに受けさせてあげてもらいたいと思うのですが、教育長、何かあったらいかがですか。

○教育長

ただいま、教員の研修についての意見です。もちろん教育基本法それから教育特別公務員特例法ですか、そういうもので教員に求められる資質、それから就業をしっかりしなさいという、そういう法律もございます。そういう中で、小樽市の教員に限ってではございませんけれども、特に教員に求められる資質として、常日ごろから教員に研修をしていただくということは非常に大切だというふうに思っています。

そういう意味で、教員がその職責を全うするために必要な研修に出るためには、それをカバーリングしていくところというのは非常に大切でございます。そういう意味で、そういう環境も整えていかなければなりませんし、それから今働き方改革という中で、子供と向き合う時間もふやしていかなければならないということもございます。

そういったことも踏まえて、そういう環境をどうやってつくっていくかというのが我々に与えられた責務だというふうに思っています。そういう意味で、国にも道にも要請しながら、そういった環境づくりに努めていく必要があるというふうに考えています。

○濱本委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律もかわって、市長と教育長が会議できるようになりましたので、多分いろいろな意味で予算づけなどでも、今までの改正になる前とはやはり少し様相が変わってきていると思いますし、迫市長も教育委員会に部長としていたわけですから理解も多分あるのだろうと思いますので、これから新年度の予算づくりが始まっていくと思いますが、変な自重をしないで、削られてもしようがないのですけれども、いっぱい要求して小樽の子供たちのためにお金を使ってください、よろしくお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎国立小樽海上技術学校の存続に向けた取り組みについて

それでは、まず国立小樽海上技術学校の存続に向けた取り組み状況についてお伺いいたします。

先ほど企画政策室から中学校は入らない可能性があるということ、それから今年度末までに方向性をというお話がございました。代表質問等でも出されたとおり、事実上松ヶ枝中学校については旧最上小学校に移転する見通しだと。それから西陵中学校についてもそのまま残る方向性が示されているわけであります。これまでこの海上技術学校の存続に向けた取り組みの中で大きな課題となっていた、それがこの中学校問題だったというふうに思っています。

それでは、現在残っているこの海上技術学校の存続に向けた課題とは一体どのようなものになっているのかお答えいただけるでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

海上技術学校の存続の取り組みの課題ということですが、まず現状としましては、今北海道に対しまして小樽商業高校の譲渡について協議してきている段階でございます。まだ譲渡条件は示されておりませんが、そういった条件によるものも課題としてあるかと思います。

それと、統合中学校が入らないということになりますと、その部分につきまして市側で活用する部分が出てくるということになりますので、それにつきましても公共施設等総合管理計画を踏まえながら検討していかなければ

ならないと、そういった部分が課題だと捉えております。

○酒井（隆裕）委員

おっしゃるとおりなのです。譲渡の条件、それから市側の活用、これがどうなるのかというのがやはり大きな課題になってくるといふふうに思います。

そもそもの話から言えば、国の機構のものでありますから、国と北海道の間で協議していただくというのが一番のやり方だといふふうに思っています。ただ、そうは言っても市としても何かできることがないかということで、こうした状況になったわけであります。

それではお伺いしたいと思うのが、先ほど市側で活用と言っていて、その中の計画などでということでありましたけれども、現時点で、市側でどのような施設として活用するのかということをご想定されていますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

申しわけありません。まだ市の活用部分につきましては検討を進めておりませんので、具体的なものは申し上げられませんので、今後の検討になるかと考えております。

○酒井（隆裕）委員

なるほど、まだ何も考えていないということなのです。

それでは、もう一つなのですが、道との譲渡の条件につきまして、全て譲渡を受けるといふ形になると本当に校舎だけではなくて、もちろんグラウンドもあるでしょうし、さまざまなものがあるわけでありましてけれども、全て市側が譲渡を受けるといふお考えですか。現時点のお考えを示してください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

現時点で市の考えとしましては、まず少し離れたところにあるグラウンド、こちらの要望はしないようなことで考えております。それと、商業高校の施設としましては教員住宅部分とかもあるかと思うのですが、そういった部分も要望しない形で、できるだけ絞り込んで必要最小限にしたいといふふうには考えております。

○酒井（隆裕）委員

そうですね、必要最小限にしていかなければならないといふふうに思います。それから、市側の活用も大きな問題になってくるといふふうに思います。

それでは、今年度末までに方向性というお話が出されましたけれども、市としていつまでに方向性を示されるのか。今年度末といっても、あともうわずかしかなないわけでありまして。その中でいきなり第 1 回定例会ないし何なりの中で、これですという感じで決められてしまうといふのはやはり少し乱暴ではないのかなと。ある程度そうした情報なども、進捗なども含めてしっかりと伝えていく必要があるのではないかと思いますけれども、そうした考えについてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

時期につきましては、北海道からの譲渡条件、そちらの部分が出てくることを見定めながらというような形になるかと思っておりますけれども、いずれにしても報告につきましては適宜行っていきたいといふふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

またこの件については引き続き質問してまいりたいと思っています。

◎図書館における図書の貸出履歴や予約記録などの警察への情報提供について

それでは次に、図書館における図書の貸出履歴や予約記録などの警察への情報提供について質問したいといふふうに思います。

昨年 4 月、苫小牧市立中央図書館が警察の照会を受けて特定の利用者の図書の貸出履歴や予約記録を提供していたことが、11月13日付の苫小牧民報で報道されたわけでありまして。私はこれを見たときにすごくショックを受けた

のです。本当かと。それで質問するわけなのですけれども、そこでは強制捜査の捜索、差し押さえ令状がない任意協力での要請段階で情報提供したという話であります。そこでは、苫小牧市教育委員会は文部科学省からは違法性はないと回答を得ているとしていますけれども、利用者からは対応を疑問視する声も上がっているということでもあります。

そこで、市立小樽図書館にお尋ねいたします。本市の図書館における図書の貸出履歴、予約記録などの警察への情報提供はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○（教育）図書館副館長

当館においては利用者の個人情報について、これまで警察からの令状及び任意での照会は受けたことがございません。

○酒井（隆裕）委員

これまで情報提供を行っていないということだと思います。

それではお尋ねいたしますけれども、もしそういった照会が警察からあった場合にはどのようにするのかお伺いします。

○（教育）図書館副館長

原則的には、人の生命や財産等に対する危険が明白に認められるなどの場合を除き、任意協力の段階では情報は提供しないこととしております。

○酒井（隆裕）委員

それはなぜですか、根拠があるのでしょうか。

○（教育）図書館副館長

図書館においては、公益社団法人日本図書館協会が1979年5月30日の総会で決議した図書館の自由に関する宣言で、図書館は利用者の秘密を守ることが明確にうたわれており、その中で日本国憲法第35条に基づく令状を確認した場合以外は、「読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。」とされており、それを根拠としております。

○酒井（隆裕）委員

図書館の自由に関する宣言だというふうに思います。今のは宣言の第3の第1項にうたわれていることでありますけれども、続いて第2項と第3項について説明していただけますでしょうか。

○（教育）図書館副館長

第2項、「図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。」。第3項、「利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。」。

○酒井（隆裕）委員

このような明確な宣言に基づいて、図書館では個人のプライバシーを守ることを前提に運営していることがわかり安心いたしました。この宣言の冒頭に、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。」とうたわれているわけであります。図書館の自由を確保するための理念として、非常に崇高なものだというふうに思います。

そういった中で、最初に触れました苫小牧市立中央図書館で発生した情報提供の問題、私としては非常に大変憂慮すべき出来事だというふうに思います。

では、この理念に基づく図書館の自由に関する宣言は市民にどのように周知しているのかお伺いいたします。

○（教育）図書館副館長

図書館の貸出カウンターの壁の誰からでも見えるところに、この宣言の理念を表示したポスターを掲示して周知

しております。

○酒井（隆裕）委員

貸出カウンターのところを見ますと、でんと右のところにポスターが張ってありまして、すごく目立つところにあってこれは立派だなというふうに私も感じました。

今まで述べられた事柄からしますと、市立小樽図書館では、苫小牧市立中央図書館で起こったような事案は発生しないというふうに理解してよろしいのかどうか確認したいというふうに思います。

○（教育）図書館副館長

市立小樽図書館では、この図書館の自由に関する宣言を勤務する全員が理解しておりますので、同様のことは起こらないと考えております。

○酒井（隆裕）委員

全員理解しているので起こらない。これが普通の図書館だというふうに思っています。ここでは質問するつもりはありませんけれども、今回のこうした事例が起こった根本の原因というのは、私は指定管理者制度そのものだというふうに思っています。以前に総務常任委員会だったのでしょか、質問いたしました。その中では、司書も要らない図書館、それから学芸員も来ない美術館、博物館、こうしたものについて問題点を述べました。こうした問題も含む指定管理者制度については、私はまた別の機会に質問したいというふうに思っております。

それでは、次の質問をします。

◎スプレー缶やカセットボンベの回収及び引き取り方法について

スプレー缶やカセットボンベの回収及び引き取り方法についての質問をいたします。

2015年の第3回定例会でも同様の質問をいたしました。その際には、スプレー缶類を自力で穴をあけることができない、または不安を感じるという方へ、市内の消防署、支署、各出張所及び各支所において家庭で使用したスプレー缶やカセットボンベの引き取りを行っている。こうしたことを評価しつつも、自家用車のない高齢者にとっては消防署や支署、出張所などへスプレー缶類を持っていくこと自体に負担や不安があることから、ごみの出し方の変更も含め、小樽市消防本部として生活環境部としっかりと協議していただきたいと質問いたしました。その後、協議の結果どのようなになったのかお伺いいたします。

○（消防）予防課長

2015年に御指摘いただいた高齢者への対応につきましては、生活環境部と協議した結果、消防本部は引き続き引き取りを継続し、自動車のない高齢者や、消防署に持っていくことに負担や不安がある方は生活環境部が都度対応すると聞いております。

○酒井（隆裕）委員

ということは、2015年のときに質問してから余り大きく変わっていないのではないかと思いますので、そうした消防本部からの生活環境部、関連機関への働きかけということで言えば、この程度にとどまっているということで確認したいのですがよろしいですか。

○（消防）予防課長

消防本部といたしましては、市民の方からの引き取りに注力しておりまして、そのほかの取り扱いについては生活環境部で対応しております。

○酒井（隆裕）委員

もう少し進展があるのかと思って質問したのですが、余り変わらなかったようなのでこれは生活環境部の分野になりますので、質問することができないので質問はいたしません。また別の機会のところで聞きたいと思います。

それでは、以前にも質問をいたしましたけれども、ごみ収集車における、パッカー車のスプレー缶類が原因とみ

られる火災はここ数年一体どのようになっているのか。以前は年間 2 件、3 件、4 件とありましたが、ここ数年ではどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

また、同様にスプレー缶類が原因とみられる火災、以前は毎年 1 件ずつ発生しているということでありましたが、いかがでしょうか。

○（消防）予防課長

ごみ収集車におけるスプレー缶類が原因で発生した火災件数は過去 5 年間で 14 件発生しておりますが、年間の件数としては平成 28 年の 5 件が最高で、昨年は 2 件、本年はきょう現在で 1 件となっております。

そのほかのスプレー缶類が原因の火災につきましては過去 5 年間で 3 件発生しておりますが、本年を含めた過去 3 年間はゼロ件で、いずれも減少傾向となっております。

○酒井（隆裕）委員

減少傾向になっているということは結構なことだというふうに思います。

ただ、やはりこうしたものについて以前にお話ししたときには、パッカー車が火災になること、その危険性もしっかり対策しなければならない。一方で市民がそうした穴あけなどをすることによって事故に巻き込まれることについて、このどちらもしっかりと守らなければならないということがありました。ただ、先ほどの御答弁の中では減少傾向にあるということは結構だというふうに思います。

そこで次の質問に入るわけなのですが、札幌市では家庭ごみでは缶に穴を開けなくても収集しております。今回、大変悲惨な爆発事故が起きました。42 人も重軽傷者が発生したということは非常に重大な出来事だというふうに思っております。今回の事例では、室内で換気せずに未使用のスプレー缶が 160 本と言われていますが、噴射処分したといわれるような根本問題があるわけでありまして、当初の報道の中では、穴あけ作業だというふうなことが最初に言われていたわけでありまして。

今回の札幌市の事故を教訓にして、穴をあけなくても別の袋に入れば収集することも含めて、小樽市消防本部として注意喚起やごみ収集の制度変更の可能性も含めて、改めて生活環境部と協議していただきたいと思います。先ほどの答弁の中では都度対応しているということでもありますけれども、なかなかそうなるかどうかというのかわかりません。火災予防ということの見地から、消防本部から生活環境部と協議をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（消防）予防課長

協議ということだったのですが、当本部といたしましては、現在実施している歳末特別警戒での広報、そのほかホームページでスプレー缶の今回の事故を受けた取り扱いですとか、そのほか今継続している引き取りについてを掲載することで市民に注意喚起を継続して行っていきたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

もう少し消防本部として踏み込んだ対応をしていただけたら、消防本部としてやるべきことはやっているというのはよくわかるのです。それから、ホームページなどで周知するというのも当然に必要なことだというふうに思うのです。ただ、ぜひ防災機関といいますか、消防機関からそうした部局に伝えることで対応方針というものが改めて考えられる可能性もあることでありますから、そうした協議についてはぜひ行っていただくことを検討していただきたいと思うのですが、それでも生活環境部とは話し合うつもりはないということなののでしょうか。可能性だけはありますよね、大丈夫ですね。

○（消防）予防課長

委員の御指摘について、話し合うつもりはないということでは決してございませんので、スプレー缶の取り扱いですとか、そのほかの火災予防につきましては生活環境部と調整していきながら進めていきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

◎議案第 4 号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案について

それでは、議案第 4 号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案について質問いたします。

説明でもあったとおり、副市長、教育長の自主的な申し出ということが言われておりました。ただ私がすごく疑問に思うのは、こうしたものが通例化されてしまうということになってしまえば、市長が減給するということになれば、当然副市長も教育長も自主的に減額を申し出なければならないような空気になってしまうというのをやはり危惧するわけです。やはり適切な報酬というものは受け取っていただきたいというのが私たちの立場であります。

そうした危惧などは本当はないのかどうかお伺ひしたいというふうに思います。

○（総務）職員課長

特別職の給料月額の本来的な額、本則の額は小樽市特別職報酬等審議会で審議していただいて、そのときの道内類似都市の水準とか、または民間の状況などを審議会で議論していただいて、その答申を受けて定めて条例案として提出するという形になりますけれども、いわゆる独自削減の部分についてはそのときの政策的な判断、当然その財政状況を鑑みた上での判断ですとか、あとは特別職御自身の判断で削減の申し出をされていってという部分での条例案の提案という形になりますので、その都度その都度の適正な報酬額という観点とは別の観点でこういった条例案の提案に至っております。

首長が下げればそのほかの特別職がという御意見がありますけれども、それは危惧としては事務方としては持っておりませんので、そのときそのときのトップの判断、また特別職の判断があろうかというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

別にこれに目くじら立てて反対するというつもりはないのです。ただ最初に申し上げたとおり、市長が下げるという形になってしまえば当然下げなければならないというような空気になっていくというのは、やはり当然だというふうに思うのです。

先ほど特別職の報酬等審議会のお話がありましたけれども、報酬等審議会が最後に開かれたのは一体いつだったのですか。

○（総務）職員課長

報酬等審議会が最後に開かれましたのは平成14年 9 月10日でございます。

○酒井（隆裕）委員

結局のところ、先ほどの答弁の中では平成14年というお話がありましたから、そうなりますと16年近くもそうした適正な報酬というものが事実上審議されていなかったと。私はここにもやはり大きな問題があるというふうに思います。結局のところ、こうしたものを危惧はしていないと課長はおっしゃられましたけれども、事実上そうした連動していくものになってしまうのだらうなというふうな、私はやはり危惧を持っています。

ただ、このことに目くじら立てて反対することではないのですけれども、そういった懸念を私は申し上げておきたいというふうに思っております。

◎議案第 5 号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について

次に、議案第 5 号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について質問いたします。

今回、行政職給料表 8 級及び医療職給料表 3 級以上の職についてのみ、配偶者及び子以外の扶養親族について云々という話であります。それ以外にも給与が上がっている部分もありますし、その他のいろいろなもろもろの変更なども含まれた一体のパッケージとなって出されているものであります。

私はやはりこうした上がるものについては当然認められるべきだというふうに思うのですけれども、実際にこういった下がる部分も受けるというのも一緒にまぜこぜにしてくるというのは、私は違和感があります。ただ、そう

は言っても国のやり方でいきますと、こうした上がるところも下がるところも全て含めてやっていかなければならないということで、その点について若干質問したいというふうに思います。

今回、その点で扶養手当の月額の改定について質問いたします。

行政職給料表 8 級及び医療職給料表 3 級以上の職員についてのみということで、配偶者及び子以外の扶養親族について 6,500 円から 3,500 円に引き下げられるわけであります。それでは、この間この扶養手当の月額、年度額の改定額は一体どのようなになっているのかということについて質問したいのですけれども、2015 年度と比較いたしますと、配偶者に係る額、これについて一体どのように変わっていったのか。それから、子に係る額、これはどのように変わっているのか、父母等に係る額、また、配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る額、これはどのように変わっているのか説明していただけるでしょうか。

○（総務）職員課長

大変申しわけございません、ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの御質問の中で報酬等審議会が最後に開催されたのを平成 14 年 9 月 10 日と申し上げたのですが、平成 17 年 11 月 9 日でございました。大変申しわけございませんでした。

それで、ただいまの御質問なのですけれども、ちょうど今回の条例改正にもかかわる扶養手当の部分なのですが、これは委員から 2015 年度というお話がありましたけれども、実際、平成 28 年の人事院勧告で、そして 29 年度から配偶者と子等の額が変わっておりますので、もともと今回の 28 年の人事院勧告前の額としましては、配偶者に係る額は 1 万 3,000 円、そして子に係る額が 6,500 円、父母等など、孫とか弟、妹、障害を持った方とかとあるのですが、それは 6,500 円。配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る額として 1 万 1,000 円という形から、28 年人事院勧告によって 29 年度は配偶者が 3,000 円下がって 1 万円。逆に子が 1,500 円上がって 8,000 円。父母等については 6,500 円が変わらずで、配偶者がいない場合の扶養親族の 1 人に係る額、これが 1 万 1,000 円から 1 万円に下がって、父母等が 1 万 1,000 円から 9,000 円に下がったと。

30 年度は配偶者に係る額がさらに下がって 6,500 円。そして子に係る額が 2,000 円上がって 1 万円。父母等に係る額については 6,500 円という形なのですが、配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る額も、子は 1 万円が変わらないのですが、父母等については 9,000 円から 6,500 円と下がりまして、そして今回提案させていただいております内容としましては、行政職給料表 8 級、そして医療職給料表 3 級以上の配偶者に係る分と、あと父母等に係る分が 6,500 円から 3,500 円に引き下がっております。

○酒井（隆裕）委員

結局のところ、2015 年度ですか、その部分から配偶者に係る額というのが級によって差はありますけれども 1 万 3,000 円から 6,500 円、このように大きく下がっています。子に係る額については 6,500 円だったものが 1 万円と、3,500 円上がっていると。父母等に係る額については変わらない部分もあるのですけれども、配偶者がいない場合の扶養親族に係る額については、これも 1 万 1,000 円から 6,500 円または 3,500 円と下がっているような実態だというふうに思っています。

従前からこの子に係る額が上がるのは当然だというふうにお話を申し上げてまいりました。その一方で、こうした配偶者のほうを減らしていく。それから父母等に係る額について減らしていくのは問題だというふうに申し上げてまいりました。

ここで伺いたいのが、配偶者及び子以外の扶養親族とありますけれども、子以外の扶養親族とは一体何を指すのかお伺いします。

○（総務）職員課長

満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある扶養親族としての孫、そして満 60 歳以上の父母及び祖父母。そして、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟、妹、あと障害の状態にある方という形に

なっております。

○酒井（隆裕）委員

今御答弁のあったとおりなのです。やはりこうした扶養親族に対するものというのも私は大事だというふうに思っています。人事院勧告に従うから仕方ないというのではなくて、やはり小樽市としてもどうした対策ができるのかどうかというのを私は検討していくべきではないかと思っております。

◎小樽市職員氏名票について

次に、小樽市職員氏名票についてお伺いをしたいというふうに思います。

これについて、小樽市職員氏名票規程という規程が定められておりまして、その中で、「市は、職員の氏名を明らかにしてその自覚を高めるとともに、市民サービスの一助とするため、職員に対して氏名票を交付する。」という、そうしたものが書かれているわけであります。ただ、現状どのようなになっているのかといいますと、非常に課ごとに氏名票がばらばらだというふうに思います。それから、その様式などというのもまた違ったりするのか、場合によってはつけていない職員というのも何人か私は見かけるのです。実際に見えないようにしているだけなのかもしれないのですけれども、つけていないという方を私は何件か見ているのです。

現状ではこの氏名票についてどのような運用をされているのかということについて、まずお伺いしたいと思えます。

○（総務）職員課長

現在の形になったのは、実は平成28年度からでございまして、それ以前は小さいこういったネームプレートを左胸に刺すという形が標準の状況でございました。ただ実際、市民の方と接する場面とか、そういった中でやはり職員の氏名が少し見づらいとかいうような形になって、だんだん今で言う名刺サイズの職員票に変わってきて、これは特例として定めることができるということで運用しておりました。

それが、28年3月に調べたところ半数以上がこの小さい標準型ではなくて、大きい名刺大になりましたので、28年度からやはり名前とかも見やすいということでこの氏名票に変わったところなののですけれども、一応小樽市職員氏名票規程、これは市長部局に適用される訓令であるわけなのですが、そこに記載事項として定めているのは、所属の課、姓、そして総務部長が必要と認める事項ということで、今は災害対策本部での役割です。職員課であれば総務部人事班というのをあわせて表記するという形になっていまして、それ以外は所属長の判断の中で、例えば窓口職場なので顔写真を入れたりというような形で、委員が今おっしゃったように各課、課内では統一している形なののですけれども、部の中でも統一した様式ではなくて、それぞれ課で使用している様式になっているという実態でございます。

ただ、先ほど委員がおっしゃった氏名票をつけていないというのは、たまたまつけるのを忘れたとか、防寒具を着てというような形で、基本的にはつけているというふうには認識しております。

○酒井（隆裕）委員

やはり、市民サービス向上のために何ができるかということで言いますと、先ほど名刺大に平成28年からなったというお話がありました。ぜひこれを大きく広めていただきたいというふうに思うのです。例えばこの氏名票規程について、「職員の」という書き方をしていますが、他の自治体の中では市長や副市長、教育長にもこうした規程が適用されるのだというふうなことが明文化されている自治体もあるわけであります。

そして、その中ではどのようなものになっているのかということで、先ほど姓のみとありまして、必要な事項とありましたけれども、先ほど申し上げたような写真をつける。それから姓だけではなくて、きちんと名前もつけて、振り仮名つきでつけている場合もあります。それから、何々部の何々課で、その中での課長でありますとか、そうしたのも書いてある場合もあります。

やはりばらばらということでやると、すごく私はわかりづらいなというふうに思うのです。ぜひこうしたせめて

市長部局の中でもそうした市民にとってわかりやすい、そうした氏名票についてこれから研究していくということをいかがかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

実際、必要事項としてはつけるというお話をしましたけれども、実際この大きになればほとんどがフルネームを入れていたり、また振り仮名も振っていたり、ローマ字表記もあわせて表記していることが多いですけれども、そういった市長部局における統一という部分でいくと、やはり現に写真を入れている部署もございますので、もし今統一ということになれば、やはり写真を入れたものに統一する必要があるかというふうに考えておまして、それを行うのにも今入っている人事給与システムの活用なども検討しながら、写真を取り込むとなると、すぐできるという形ではないので、いろいろな方法を考えながら今後研究、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ研究、検討していただきたいというふうに思います。

◎市役所構内駐車場について

最後に市役所の駐車場についてお伺いいたします。

毎回冬になるたびにこうした質問をやっているという記憶があるのですけれども、一向に改善されるということがないのです。それで、今私はすごく残念に思っているのですけれども、引き続き質問したいというふうに思っています。

現在もお、堆雪によって市役所の駐車場の駐車スペースが減少している状況にあります。向こう側にもそうですし、こちら側でもそうです。一体どれくらい、そうした堆雪によって車がとめられない状況になっているのか、おおよそで構わないのでお答えいただけるでしょうか。

○（総務）総務課長

夏に比べて、冬の降雪時期に除雪した雪山ができますので、その雪山でどのくらい駐車スペースが食われるのかということだと思のですが、降雪の状況にもよるのですけれども、大体15台から20台分ぐらいのスペースが雪山の堆積場所にとられるという状況にあります。

○酒井（隆裕）委員

15台、20台でしかないと思うのです。もう少しあると思うのです。というのが、向こう側は実際の10台分以上に前のほうに押されているというのがありますから、その前のほうにもとめられなくて、1列だけしかとめられないという状況もありますから、私は15台から20台ではなくて、25台から30台ぐらいなのかというふうなイメージは持っていました。余りそこまでは聞かないです。

計画的な排雪は当然でありますけれども、年間の予算、今どれだけぐらい確保を考えられているのか。それから、1回の排雪に要する金額はどれだけかということ。それから、ここ数年の排雪回数はどれだけなのかということ。それから、今の排雪、これはいつやるのかという、今シーズンやらないでそのまま行ってしまうということにならないですねということも含めてお伺いしています。

○（総務）総務課長

まず、構内除排雪に係る予算なのですけれども、今年度の予算額で言うと212万6,000円という予算を計上しております。

それから、排雪1回当たりの経費だったでしょうか。過去5年間の排雪1回当たりの金額は雪の量によって変わりますが、平均で言いますと大体46万円程度かかる計算になります。

それから、ここ数年の排雪回数、過去5年間で申し上げますと、平成25年度から29年度で申し上げますと、25年度が3回、26年度が2回、27年度が1回、28年度が3回、29年度が3回という状況になっております。

排雪はいつやるか、今できている雪山のことだと思うのですが、結論から申し上げますと、今ある雪山を具体的に何日に排雪を入れるということはまだ決めておりません。状況を見ながら判断していきたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

状況を見ながらと言いますけれども、今後はやらない可能性もあるということですか。

○（総務）総務課長

決してやらないというわけではございません。過去の排雪を入れた実績を見ると、年度末に入れているときもありますし、年が明けてから 1 回目の排雪をやっているときもあります。ですので、やはり状況を見ながら決めますけれども、決してやらないということではございません。

○酒井（隆裕）委員

結論から言えば、本館と別館との間に、今公用車がとまっている状況にあります。ここにも一般車両がとめられる形になれば、少しでもそうした駐車場の確保ということにつながるのではないかと。やはり常々申し上げているとおり、そうした民間の土地などの貸与なども含めて、公用車の駐車場をそちらに移すということを真剣にやはり検討すべきだというふうに思うのですけれども、そうした考えについてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

公用車の保管場所、駐車場所なのですから、なかなか近隣で、公用車ですから当然離れた場所に置くわけにもいかないで、最もいいのは構内に置くというのが、管理上の問題がありますのでいいわけなのです。もし離れた場所ということになると、当然、青空というわけにもいきませんから、車庫とかが必要になると思うのですけれども、車庫をつくるには当然コストがかかりますので、今のところはやはり構内に置いておくしかないのかというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

結局は公用車が優先されるということで、市民の利便性が阻害されることがあってはならないというふうに思います。金額というお話もありましたけれども、市役所の建てかえ、駐車場のこういったものということについては、今すぐできる話ではなかなかないわけですから、そういった民間の土地などの貸与なども含めて経費もかかる話ではありますけれども、しっかりと対応を検討していただきたいと申し上げて、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 28 分

再開 午後 2 時 49 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎（仮称）さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンについて

1 点目は、（仮称）さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンについてお伺いします。

この件については、本年第 1 回定例会で最初の報告があったと記憶しております。続いて今回の報告ということ

ですけれども、この連携中枢都市圏構想というのは、書いてあることを読めば、中心都市と近隣市町村が協力して産業や暮らしの基盤を強化し、圏域の人口流出を防ぐ取り組みのことだというふうに書かれておりますが、この札幌市を中心とした想定圏域の人口というのが約260万人で、全道の約48%を占める全国一の規模だということが新聞に書いてありました。相当大的な規模になるのだということなのですから、これまでのこの連携協議の中で見えてきたことをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

まず、少し古い話になりますが、最初に2月7日、首長らによる初会合が開催されたというふうになっておりました。小樽市は、前市長が参加されたのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

御指摘のとおり、森井前市長が出席しております。

○佐々木委員

首長からは前向きな発言とか疑問等、いろいろな趣旨の発言があったようですけれども、その際、森井前市長はどのような発言をされたのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

そのときの発言でございますが、広域行政の推進につきまして、本市は札幌市と隣接する立地条件であり、石狩市、手稲区とも3市区連携交流を進めてきたことですか、後志圏域で定住自立圏構想を進めてきたこと。隣接する市町村とは、お互いが高まり合うような関係づくりをしていきたい旨など発言がございました。

○佐々木委員

そうして3月、第1回定例会のときの説明では、7月から9月にかけて、その協議の中でビジョン掲載事業の素案の完成や、それから事業の役割、詳細を決定していくのだという報告でした。そして、そのことの中身については議会に随時報告するという説明を私は受けていたのですが、今回までその報告はなかったのですけれども、どうして説明がなかったのでしょうか。ひょっとすると前市長の辞職、市長選の影響でしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

これまで連携する事業の協議を進めてまいりましたが、御報告できる状態にまで事業の項目ですとか、そういったことがまとまらなかったものですから、御報告できずまことに申しわけございませんでした。前市長の辞職ですとか市長選の影響ではございません。

○佐々木委員

想定される事業というのがきょうこの別紙で示されましたけれども、本市が参加した場合、具体的に札幌市を中心に何をどうしたいのか。そしてどうなるのか。何ができるようになるのかというところについて、本市に限った部分で構いませんので、もう少し具体的に説明していただければと思います。特に医療への影響について書かれていますし、雪堆積場のことについても書かれております。その辺のところについて、もう少し具体的に御説明ください。

○（総務）企画政策室布主幹

連携事業に本市が参画した場合についてでございますが、例えば産業などの分野において、事業の実施としましては札幌市が事業実施主体として事業を行うと。そこに本市も参画することにより、創業の支援ですとか新商品の開発ですとか、販路拡大、観光などの取り組みを圏域全体として効果を高めていく中で、本市の実施する事業もより効果を高めることができるものと考えております。

ただ、連携事業の実施内容につきましては、事業の性質ですとか条件も異なりますので、実際に何かしらの事業を行うもの、または情報公開や協議を行うものなど、事業によって濃淡はあるかと思います。

特に御質問のございました医療につきましては、現時点では市立札幌病院による三次救急医療や周産期医療等の提供、持続可能な救急医療体制の整備などの情報共有等。雪堆積場につきましては、雪堆積場の共同活用の検討と

なっているのが現時点の状況でございます。

詳細につきましては、今後協議を進めながらになると考えております。

○佐々木委員

そうすると、例えば銭函地区の雪を札幌のどこかに持って行って置かせてもらうとかということについてはまだだということですね。

○（総務）企画政策室布主幹

御指摘のとおり、詳細につきましては今後ということになっております。

○佐々木委員

11月6日、（仮称）さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン懇談会というものがあったそうで、そこで40事業を2019年度から5年計画で行う骨子案というのが示されたようなのですけれども、今回別紙で示されたものと同じものなのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

内容としては同じものでございます。

○佐々木委員

そうすると、このときは40事業と書かれているのですが、今回ここで示された数を数えさせてもらったら31事業案なのでも、残り9個というのはどこか違う何かに行っているということなののでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

有識者会議で示された事業につきましては札幌市が実施を想定している事業の全体でございますので、今回、別紙にお示しした事業につきましては、その全体の中から小樽市が連携事業として想定している事業でございますので、御指摘のありました9事業につきましては現時点では連携を想定していないものでございます。

○佐々木委員

今、この具体的な本市が想定しているその31事業、これについては庁内全体で検討されて共有されているということよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

庁内での共有でございますが、札幌市から事業の案を示していただいて、想定される庁内担当に連携可能か判断していただいて、整理をしていただいているところでございます。

○佐々木委員

ということは、少なくとも庁内でこの中身については、札幌市とこういうことをやるのだなということは皆さんが御存じの上で進めているというふうに押さえさせてもらってよろしいですね。

○（総務）企画政策室布主幹

御指摘のとおりでございます。

○佐々木委員

2014年から、総務省により全国展開されているのだということで、これは随分前から行われていた事業のようですけれども、この先進事例の検討というのはされているのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

平成30年4月の時点で、全国で28団体が圏域を形成しているということは認識しておりますが、先進事例につきましては、札幌市におきまして連携事業の検討を行うに当たり、広島市、岡山市、姫路市などを参考にしたと聞いており、本市へも事業の検討に当たっての資料として提供を受けているところでございます。

○佐々木委員

ぜひそういうのも参考にして、これから進めていただければと思います。

また、新聞によりますと中心都市となる札幌市には、普通交付税が約五、六億円多く配分されるとのことですけれども、札幌市以外にも特別交付税が交付されるというふうに載っておりました。例えば、小樽市にはどれくらい来て、どのようなことに使えるというふうなことを考えているのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

周辺自治体に1,500万円の特別交付税があると聞いてはおりますが、小樽市は北しりべし定住自立圏の中心都市として8,500万円の特別交付税措置を既に受けております。それに上乗せしての特別交付税の措置はないものと聞いております。

○佐々木委員

大変残念ながら、これをやってもお金の面ではメリットは余りないということです。

それでは、反対にデメリットとして少しあるのかと思っていろいろ調べさせてもらったり、考えさせてもらったのですが、そうするとデメリットとして、中核的な自治体が主導権を握って周辺の自治体の独自性、自主性が失われる可能性があると言われているそうです。事実上の第2の市町村合併。端的に言ってしまうと、札幌市小樽区になってしまう心配はないのかということがデメリットで考えられたのですがいかがでしょう。

○（総務）企画政策室布主幹

連携する事業につきましては、札幌市が主導的な立場で進んでいくかとは思いますが。連携する事業につきましては、各自自治体の判断によります。札幌市が考えた事業全てに義務的に連携しなければならないというわけではございません。

また、連携する事業につきましては見直しをかけていくということを聞いておりますので、その時点で本市の判断で連携する事業を見直しすることはできると考えておりますので、御質問にあるような心配はないと考えております。

○佐々木委員

ぜひそうやって、メリットばかりだと本当にいいのですけれども。

もう一つだけ、効率性をやはり重視するということなのです。それぞれのまちがいろいろな設備を重複して持っているものを何とか効率よくということなのですが、ただ、効率性を重視し過ぎた場合、もう必然的にこういう統廃合みたいなことで、中核的な自治体、札幌市にそういう必要な公共施設や何かが集積してしまう。結果として、札幌市にかえって人口が流出してしまうと、そういうことにならないのかということも心配されているようですけれども、歯どめをかけることはできる、そういう仕組みは、今おっしゃっていただいたような、こちらから途中でやめたりだとか、見直しもするとか、そういうことで防げますか。

○（総務）企画政策室布主幹

御質問にありました札幌市への人口流出の歯どめの仕組みにつきましては、先ほども説明いたしました。連携事業を進めていく中で、事業の見直しがあるということです。小樽市にとって効果がないですとか、またはマイナスになるようなものについては見直してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

先ほど少し出しましたが、似たような発想のもと、北しりべし定住自立圏共生ビジョン構想が既にあります。その中心都市に小樽市がなっているわけですね。その小樽市が札幌市にこうやって乗っていくということは、北後志に影響というのはないものなのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

御指摘につきましては、北しりべし定住自立圏の取り組みを連携中枢都市圏でも行うわけでもございませんので、北しりべし定住自立圏の協定への影響は特段ないと考えております。

○佐々木委員

逆にメリットにしていけば、北しりべしのものをまた札幌圏にというふうに使っていければいいなというふうには思いましたけれども。

あともう一つ、影響ということですが、例えば小樽市公共施設等総合管理計画への影響というのではないのでしょうか。公共施設を札幌市と共用することも視野に入れるということであれば、影響してくるのではないかなというふうに考えますけれども。

○（総務）企画政策室布主幹

公共施設の相互利用につきましては、まずは現状の情報共有などから議論が始まるものと考えておりますので、現時点では御指摘のような計画の影響はないものと考えております。

○佐々木委員

始めた当初はそういうことでやっていくと。その後いろいろ考えていくときに、やはり出てくるかというふうにするので、よくその辺は検討していただきたいと思います。

説明によると、札幌市が連携中枢都市宣言を11月末にしたと。圏域に参加する市町村はその後のことですが、議会の議決に基づき連携中枢都市圏形成に係る連携協約を提携されるものであるというふうになっています。

これはそういうことになっていますが、先ほどの説明だと連携を前提としてということで説明があったのですが、そもそも小樽市はこの連携に参加すると、そういうつもりですということによろしいのでしょうか。先ほどの説明でも、それから報道を聞いていても、何か小樽市は参加するというのがもうほとんど決まったような感じでは捉えているのですが、それについてはっきりとその辺を示していただければと思います。

○（総務）企画政策室布主幹

今回の連携中枢都市圏の形成に当たりましては、札幌市と連携することにより、小樽市の事業推進の効果がより高まるという考えのもと、連携が想定される事業について協議を進めたところであります。本市としても参加する方向で考えております。

○佐々木委員

であれば、先ほど読ませていただいたように、議会の議決等も必要なようですから、本市においてこれらの協約の締結に手続的なことというのを、この後どう進めていく予定なのか御説明をお願いします。

○（総務）企画政策室布主幹

御指摘のありました手続についてでございますが、地方自治法に基づく手続につきまして、来年の第1回定例会での議案の上程をさせていただきたいと考えております。

○佐々木委員

この質問の最後ですが、連携中枢都市圏構想推進要綱というのを見ますと、「協約の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、当該連携協約案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。」というふうにあります。その周知についてはどのように対応されていくつもりかお示し下さい。

○（総務）企画政策室布主幹

住民周知の関係につきましては、2月に札幌市が行うパブリックコメント、こちらにつきまして小樽市の住民の皆様も意見提出が可能なように実施すると伺っております。本市といたしましても市のホームページへの掲載など、住民周知に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

◎学校統廃合について

2 点目、学校統廃合についてここで少し伺いをします。

現計画、今の学校適正配置等の計画を策定するに当たってどのような検討が行われたのか。どのような組織、どのようなメンバーで行われたのか御説明ください。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

現計画の策定に当たりましては、計画自体は教育委員会で策定させていただきました。ただ、その策定に当たる前にでございますが、平成18年7月に全市的な観点から児童・生徒のよりよい教育環境の整備、充実を図るため、小・中学校の規模や学校配置のあり方について、総合的な検討を小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会に諮問し、平成19年10月に答申を受けております。また、委員会の委員につきましては、学識経験者や教育関係者、保護者や各種団体の代表の方、公募市民に委員をお願いしておりました。

○佐々木委員

今回も大きな見直しになると思います。同じような検討をする場が必要かなと。また同じようなメンバー、配置といいますが、そういうふうな人の参加も求めるべきだというふうに考えますけれども、その点についてはお考えありますか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

現時点ではどのように見直しを行っていくか具体的な形についてはまだ決定しておりませんが、今後検討を行っていく際には前回の検討内容や、今、佐々木委員からいただいた御意見を参考に体制などを検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

別の観点です。松ヶ枝中学校を2020年度に用途廃止し、旧最上小学校に移転する案を検討中とのことですが、これは完全な移転なのでしょう。それとも以前にあった案のような一時移転なのか、どちらをお考えですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

学校の再編については今回見直しを行うということでございます。今後、小・中学校の配置のあり方を含め、将来を見据えた基本的な考え方をまとめることとしておりますが、松ヶ枝中学校につきましては老朽化が著しく、耐震化優先度調査においては耐震化の優先度調査が最も高く、今後も経年による施設の劣化が想定され、教育環境のさらなる悪化が危惧されることから、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、平成32年度末に用途廃止することとしておりますので、現状を鑑みた対応として旧最上小学校に一時移転することを検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

恒久的な移転ではなく、あくまでも一時的な移転だということだと思います。一時移転だとすると、以前も一時移転という案が一時示されましたよね。そのときそれを取りやめたのです。その取りやめたときの理由が、中学校に移行するのに、さまざまな整備を行わないとならないと。その整備をかけて、そしてかけたのにすぐまた違うところへ行くのであれば、その分無駄になるのではないかというようなこともたしか取りやめの理由に挙がっていたと思うのですが、そういうところの前取りやめた理由と、今回そこにまた行く理由で整合性というのは大丈夫でしょうか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

今回の松ヶ枝中学校を旧最上小学校に一時移転させることについての検討につきましては、現計画に基づく学校再編の見直しに伴いまして、松ヶ枝中学校の老朽化等の対策として緊急避難的に行うものと考えております。施設整備についても、必要な部分に限って改修する考えで検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

○佐々木委員

必要最低限ということですが、どこが必要でどこが最低限なのかというのは、またいろいろと判断によって違って来る部分もあると思いますので、ぜひ子供を中心に支障のないように整備を、そうなった場合はお願いをしたいと思います。

次の質問です。市長は、まちづくりの観点でという視点を今回示されました。これは、市教委で扱う範囲を当然超える分野となります。まちづくりの観点を入れるということは、今後、この学校適配、統合をどこの所管で対応していくことになるのかということを少し心配していました。こうなってくると、これまでの適配担当では少し無理があるのではないかと。現段階でこの担当だとか、どこまでのあれで広げてやるのかとかというあたりについてお考えがあれば示していただきたいと思います。

○総務部長

まちづくりの観点を学校規模・学校配置適正化計画に取り入れていくには、現在の適配担当では難しいのではないかなという御質問だと思うのですが、まず適正配置については、今後も教育委員会が中心となって行っていくものと考えております。ただ、さきの第 3 回定例会において、安斎議員の質疑及び一般質問でも市長から答弁がありましたとおり、学校には避難所機能、それから地域コミュニティの拠点など、そういった役割もございまして、これについては市長部局で担当する施策、これが絡んでくるものと思います。

このようなことから、今後教育委員会で適正配置計画を見直していくに当たりましては、市長部局といたしましても積極的に連携を図っていかねばならないと考えております。

また、どのようにかわっていくかにつきましては、今後教育委員会と十分に検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

このまちづくりの観点を入れていくということは、多分ですよ、今策定中の第 7 次小樽市総合計画だとか第 2 次小樽市都市計画マスタープランとか、その辺のところにも多分及んでくると思うのですよ。そのことも含んで、そして適配ということに、統合計画ということになるので、相当な時間も、それから、これについて考えなければならない人たちもかなりかわってくるのではないかなというふうに思います。

ということであれば、もう一つ私から指摘をしておきたいことがあるのですが、これまでの統廃合の地域懇談会がありました。多くの地域住民から自分たちのまちづくりの拠点、よりどころである学校がなくなることへの不安とか不満とかが多く寄せられていました。それでも、最終的には子供たちのためだということで、代替施設も設けられることもなく進められてきています。正直、子供たちと保護者の皆さんの思いのために、やはり不承不承了解したのだというのが実情だったのではないかなというふうに私は理解していますが、これら既に統廃合が終了した地域、そこへの改めてまちづくりへの配慮というものはどうしていかれるおつもりなのかお聞きしたいと思います。

○総務部長

まちづくりの観点から申し上げますと、市全体として地域の皆さんが今後も安心して暮らせる、そういった環境づくりを行っていく必要があると考えておりますので、まち全体、つまり統廃合が終了した地域にもしっかりまちづくりの配慮がされていくものと考えております。

また、市長は対話を重視しておりますので、地域住民の皆さんの意見をしっかりと聞きながらまちづくりを進めていきたいと、そのように考えております。

○佐々木委員

もう既に統廃合で学校がなくなった地域についても、いろいろなそのお話の中に入れていただいてやっていただければというふうに思います。

また、もう一つだけ別の観点から。2015年の第4回定例会で、学校適正配置等調査特別委員会で私が質問したのは、小中一貫校と学校統廃合についてです。その中で市教委の答弁では、導入の想定は今のところは小中一貫型小学校、中学校が適当ではないか。それから小中一貫校の導入は、学校統廃合のために使うとの考えは今のところないとのことでした。また文部科学省でも小中一貫教育制度については、その導入に当たって留意事項の中に、「円滑かつ効果的に導入できる環境の整備をするものであり、学校統廃合の促進を目的とするものではないこと。」との留意事項を示しております。

今回の見直しの理由の中に一言あったのが、小・中学校連携も新しくあるという言葉がございました。それで、この小中一貫校というのも計画の見直しによって、市の学校統廃合の視野に入ることになる可能性があるということなのかということについてお聞きしたいと思います。わかりやすく言うと、今の統廃合は小学校と小学校、その地区の中学校と中学校を横にくっつけて、そして統廃合を行ってきましたけれども、その地域の小学校と中学校をくっつけて一つの学校にして統廃合を進めるという考え方も入れていくのですかということについてお聞きします。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

学校再編につきましては、今後の検討を進めていくことになりますが、新学習指導要領において、小学校と中学校の接続に際しては、義務教育9年間を見通して児童・生徒に必要な資質、能力を育むことを目指した取り組みが求められておりますので、現在本市で取り組んでいる小・中連携、一貫教育の状況などについても考慮しながら検討を行っていく必要があると考えております。このため、小中一貫校を目標として再編計画を立てるというわけではございませんが、その前提として小中一貫教育にあわせた形で再編を行うこともあるかなと考えているところでございます。

○佐々木委員

さまざまなことをこれから考えられると思いますけれども、子供たちにとって、それから地域の方にとってよりよい方法を探っていっていただければと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○斉藤委員

◎小樽市子どもの読書活動推進計画について

小樽市子どもの読書活動の推進計画というのを説明いただきましたので、伺いたいと思います。

まず、本を読むのが好きかどうか。好きか嫌いかどうか、いわゆる不読率との関係なのですけれども、資料編にいろいろアンケートの結果が載っているのですが、そちらから読み取れる、いわゆる本を読むのが好きかどうかと不読率との関係について少し御説明をお願いしたいと思います。

○（教育）図書館副館長

ただいま御質問がありました本を読むのが好きかどうか、いわゆる不読率についてなのですが、アンケートの結果、本を読むのが好きかとの問いに、小学生では「好き」が43.4%、「まあまあ好き」が32.5%、合計75.9%が好きということで、中学生は「好き」の割合が33.8%、「まあまあ好き」が34.5%、合計68.3%が好きということで、およそ7割の子供たちが好きということになっております。

一方、小学生の「きらい」の割合なのですが9.5%、「あまり好きではない」が14.3%、合計で23.8%。中学生では、「きらい」が9.7%、「あまり好きではない」が21.8%、合計31.5%。高校生は、「きらい」が8.5%、「あまり好きではない」が19.9%、合計28.4%というふうになっております。

不読率ということで、1 カ月に何冊本を読みますかの問いに対してですが、小学生が「よんでいない」割合が 19.2%、中学生が 29.6%、高校生が 46.7% ということで、小・中学生が大体先ほどの「きらい」の割合と同じような傾向にあり、高校生では、およそ半数の子供たちが 1 カ月に本を読んでいないというようなことになっております。

「きらい」、「あまり好きではない」割合と同じ、好きではないから読まないというような傾向になっておりまして、また、学年が上がるにつれて読まない傾向になっております。

○齊藤委員

小・中学校の段階では、嫌いということと不読率というのがある程度対応していると。ただ、高校までになると、ただ嫌いというのでなくて、いろいろな事情があって、部活動が忙しいとかいろいろなことがあって、そういう理由も加わって本をだんだん読まなくなるのだというふうに私は理解したのですが。

次に、小・中学校で本を読むのが好きになってもらうことが大事だと。そのとおりなのですが、なぜ本を読むことが好きになったのかという部分の回答から、どんなことがわかるのかというのを少し御説明いただければと思います。

○（教育）図書館副館長

小・中学校では好きになってもらうことが大事ということなのですが、アンケートの結果から、小さいころ家族に本を読んでもらった、本屋や図書館に連れて行ってもらった、家に本があったという状況がありまして、また、きっかけとしては、学校の図書館が好き、学校の教員が勧めてくれたなど、読書の機会や身近に本がある環境が重要であるということがわかります。

○齊藤委員

そのとおりだと思うのですが、それで、いわゆる不読率を下げる。ややこしい言い方ですが、要は本を好きになって読んでもらうと。その不読率を下げるためには、結局子供の身近に本がある、本に触れ合える場が子供の身近にあることが当然といえば当たり前のことですが、そういうことがすごく大事なのだという、計画でも触れていますが、その点はいかがでしょうか。

○（教育）図書館副館長

不読率を下げるため、特に小・中学校で子供の身近に本を読む場をつくる取り組みについてなのですが、まずは、これまで個々に取り組んでいた事業を地域、保育所、学校、図書館が連携し、さまざまな場所で読書に親しむ場をつくる環境の整備が重要というふうに考えております。特に小・中学生には、子供たちの一番身近な学校図書館を中心とした支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○齊藤委員

次のところまで行ってしまった感じもするのですが、その意味で、今回示された、先ほど資料をいろいろ説明してもらったのですが、いわゆる読書活動推進計画の中身なのですが、基本方針の 3 番目で、「子どもの読書環境の整備・充実」というところがありまして、さらに施策 1、「家庭・地域の読書環境の整備・充実」。それから、方策 1 というところで、先ほどから言っている「身近な場所への本の貸出支援」というのが 3 段階で来るのですが、その部分をもう一回説明をお願いします。

○（教育）図書館副館長

先ほどのお話で、基本方針 3、施策 1、資料 1 の 8 ページになるのですが、現状、図書館ではスクールライブラリー便を中心とした学校図書館の支援ですとか、幼稚園や保育所への読み聞かせイベントや貸出、ほかにも放課後児童クラブですとか、こども育成課では地域子育て支援センターなどでの取り組みなど、今後も充実させたいというふうに考えております。

○齊藤委員

それで、市立小樽図書館にある本を子供の身近な場所に貸し出すという、そういう支援などがうたわれているわけですが、現在でも市立小樽図書館の蔵書というのはデータベース化されていて、インターネット等で各自、それぞれ自分の家でも検索が可能だというふうに思うのですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○（教育）図書館副館長

図書館資料については、家庭のパソコン、またはスマートフォンでもネット環境を整えばどこからでも検索できる状況ではあります。小学校 2 年生の社会科見学では、図書館を見学した際に利用方法ですとか検索についてオリエンテーションを行い、図書館利用を促しているところなのですが、学校でのネット環境が整備されますと、授業でも図書館のホームページの検索などが可能となります。ただ、現状では学校司書を中心に学校からの要望を聞き、スクールライブラリー便などでリクエストを届けるような配本、貸出というふうになっております。

○齊藤委員

できれば、学校教育の場面で市立小樽図書館の蔵書を検索する、実際にそういう体験をしてみるとかという、そういうことも大事なのではないかとというふうに一つは思います。

そしてここで提案なのですが、市立小樽図書館ではこういった機能が、せっかくデータベースというのがある、どこからでも検索できるという体制があるわけですから、市内の学校は、学校の学校教育の中でやると。社会教育という生涯学習の意味では、学校外の何カ所かにそういう検索をしたり、あるいはそこで本を借りたり、また、返却もそこにできるというようなキーステーションというか、サテライトみたいな感じの分館機能というか、分館まで行かなくてもいいのですよ。いわゆるそういう建物があって云々ではなくて、そういうサービスセンターとか、そういった市民センターとか、そういった場所にそういう 1 コーナーがあって、ここはライブラリースペースとか図書館コーナーですよみたいなところがあれば、それで結構いろいろなソフト的な活動があり得るのではないかとこのことを考えたのですが、例えば銭函市民センターがありますよね。あと、塩谷サービスセンターとか、さんざん私も今回いろいろ言っている、新たに検討をされるであろう朝里のまちづくりセンターとか、そういったところにコーナーをつくって、特に小・中学生がですけども、利用できるそういう場というのを考えられないのだろうか。そんなにお金をかけないで、何千万円とか何億円とかかけなくても、結構いろいろなことができるのではないかとこの気がするのですけれども。

○（教育）図書館副館長

図書館では現在、本館からの遠隔地には従来から移動図書館のステーション循環による貸出を実施しております。月に 2 回、現在 35 のステーションであり、なかなか小樽の地形を考えますと、市内全域をカバーするのは難しい部分もあります。現在では町会や、また、幼稚園、学校などでブックフェスティバルですとかいろいろなイベントを開催し、ピンポイントで取り組み始めたところであります。先ほどおっしゃった銭函・塩谷のサービスセンターにつきましては現在も巡回し、貸出と返却をしており、返却だけでしたらいつでも受け付けられる状況ではあります。ただ、先ほどのお話のようにネット環境ですとかコーナーの設置などにつきましては、今後関係各課と協議して検討課題とさせていただきたいというふうに考えます。

○齊藤委員

先ほどから資料編のところで説明していただいたように、特に小・中学生においては本が身近にあるということがすごく大事なわけですから、ぜひ検討していただきたいと。

もう 1 点、しつこいようですが、資料編の 8 ページを見ていただいて、質問 12 なのですが、図書館に行かない理由というのが遠いからというのが多いですね。それから、場所がわからないと。私は旧緑小学校出身で緑で生まれ育ったのですが、図書館の場所をわからない人がいるのかみたいな、そういう感じなのですが、実際に銭函とか朝里の子供たちに聞けば、図書館はどこにあるのかという人は結構いますから、そういう意味で

はそうなのかという非常に大変な問題だと思います。

市立小樽図書館のせつかくのこの蔵書を身近で利用してもらうというためには、先ほどのような試みが必要なのではないかと。逆に言うと、今の状態で銭函の、あるいは塩谷もそうかもしれませんが、蘭島の子供たちに市立小樽図書館を身近に使いましょうということのほうが少し無理があるのかなという気さえするぐらいなのですが、どうでしょうか。

○（教育）図書館副館長

まず今回の計画策定について、子供たちが本に興味を持ち、読書が楽しいと感じたときに本を手取る環境ができてきていること、そして、子供たちを取り巻く読書環境の整備が重要であるということは認識しております。先ほどのお話にありますように、今後につきましては関係各課と協議し、検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

○教育部長

いろいろ助言をいただきましてありがとうございます。

私どもは現在、実はその図書館の問題については学校図書館と連携しながら子供たちに読書を勧めていこうということで、先ほど申し上げましたスクールライブラリー便も含めまして、学校で不足する本を図書館から持ち出して子供たちに読んでいただきたい。恐らく学校図書館が一番子供たちにとっても身近な場所ではないかというふうに考えておりますので、今、図書館司書の配置なども進めておりますし、そういった中で学校図書館を充実させていきたいというのがまず第一点でございます。その上で今、委員から御案内いただきましたような方法についても検討を重ねていきたいということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○斉藤委員

確かに学校図書館も大事なのです。私も子供のころ学校図書館を利用して、ただ、私の感覚からすると、子供のころ、いわゆる学校にある図書室で本を読むというのと、図書館に行って読むというのとランクが少し違う感じがしまして、本当に本を読んでいるのだと、本を何かもうのめり込んで読むのは図書館に行って読んだみたいなの、そういう感覚も結構あるものですから、そういった部分では、子供たちに図書館というものを体験させるというそういうことも大事なのではないかというふうに思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

◎小樽市自治基本条例について

最後に1個だけ聞きます。小樽市自治基本条例についてなのですが、今回見直しについての提言書というのが出まして、特に第10条の関係なのですが、コミュニティに関して迫市長も表明されているのですが、総合的なまちづくり専門の部署というのを設置するというので、コミュニティがどのような支援を必要としているか、そのニーズを把握すると。特に第10条第2項で、その活動拠点の確保ということが明文でうたわれているわけですから、ぜひ今後具体的に取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、いわゆる総合的なまちづくり専門の部署というのをいつごろからスタートするのかとか、どういう内容の部署をつくるのかとか、あるいはどのぐらいの人数というか規模、人員配置で設けるのかということについて、現時点で考えていることがあればお示しをいただきたいと。

○（総務）企画政策室布主幹

今回の検討委員会からの提言書の12ページに重点事項ということで、まちづくり専門部署の設置ということで指摘されているところでございます。自治基本条例の推進につきまして、今年度は条例の見直しの可否を判断すると。課題等の対応については来年度以降の対応となっておりますので、その対応の中で提言書にございますまちづくり専門部署というものについて考えてまいりたいと考えております。

○斉藤委員

先ほどもありましたけれども、まちづくりという言葉は一つですけれども、いわゆる町会とかまちづくり団体と

か、そういう意味でのコミュニティへの支援ということもあるし、いわゆる建設部的な形のハード面のまちづくりみたいなこともあるし、先ほどの質問に出ていた、そういうもう少し微妙なところをまとめ上げるまちづくりみたいなものもあるので、だから、そこら辺をある程度整理して、どういうイメージなのかというのが単にまちづくりでは伝わってこない部分があるので、そこら辺を補足していただければと思うのですが。

○（総務）次長

以前から、公明党から総合的なまちづくりの部門ということでお話いただいておりますが、市長が先日来から述べておりますのが、まちづくり部門の強化ということでお話をさせていただいておりますけれども、基本的には現在のまちづくり推進課に、現在の課題となっておりますＪＲ小樽駅前再開発、そういった窓口の機能を盛り込むといったことはイメージしておりますが、それ以外のことは今後の検討ということで考えております。具体的な体制についてはこれから考えていきたいと思っておりますけれども、ただ、委員のおっしゃるコミュニティの活動の窓口ですとかコミュニティセンターですとか、そういったことは組織改革の中で生活環境部にそういった部門を設けるというようなイメージでもございました。ですから、来年度からそれができるかどうかというのは、今何とも言えませんけれども、ただ、総合的なまちづくりの部門となると、部にするとかいろいろなことに絡んでまいりますので、今すぐは少し難しいというふうには考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

安斎哲也委員に移します。

○安斎委員

◎ホームページの表記について

まず、ホームページの関連で質問をさせていただきたいと思います。

昨日の予算及び基本構想特別委員会で、第７次小樽市総合計画基本構想案が委員会では可決されて、今後本会議で可決される見通しとなっておりますけれども、その将来都市像の部分について、私は、「自然と人が紡ぐ」というところにひっかかって、本会議で細かく質問してしまったのですが、それは置いておいても、「笑顔あふれるまち」という部分には大変共感をさせていただいております。それで、笑顔をキーワードにまちづくりを進めて、過去５年連続で住みよさランキング５位以内を誇った福井県坂井市というところがあるのですが、そこは福井県坂井市と検索をすると、坂井市の後ろに横棒が入って、「笑顔で暮らせるまち」みたいな、その町のキーワードが一発目に出てくるというのがありまして、ぜひ小樽市としても、現在、小樽市で検索すると小樽市トップページという、そのページのトップページを表示するような形になっているのですが、将来都市像が本会議で可決された後には、ぜひそれを形骸化させないためにも、そして小樽のまちの将来ビジョンをこうするのだという意気込みを込めて、その福井県坂井市のような形でホームページの検索で、「笑顔あふれるまち」というものを表記させたいかがかというふうに思っているのですが、これについて見解を伺いたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

御提言ありがとうございます。そういったことが技術的にできるのだなということを知りませんで、このたび勉強させていただきました。

ただ、閲覧者が小樽市の公式ホームページだとわかるということ、俗に言いますまとめ記事、何かこういったものと誤解、間違えないような表現上の工夫は必要になるかとは思っておりますけれども、前向きに取り組んでみたいと考えております。

○安斎委員

ページのタイトルを変えればできることではあるのですが、確かにその笑顔あふれるまちの取り組みのペ

ージに飛んでしまうようなイメージがあると思いますので、ぜひとも将来都市像を形骸化させない、そして、その後の基本計画等も笑顔あふれるまちのためにということも踏まえて御検討いただければなというふうに思います。

◎小樽市収支改善プランについて

続きまして、報告から小樽市収支改善プランについて質問をさせていただきます。

まず、17ページですけれども、平成33年度以降、過疎対策事業債の借り入れを見込むことができないというふうに書いてあるのですが、私としては少し楽観視してしまうのかもしれないのですが、また過疎債を延期してくれるのではないかとこのように思っているのですけれども、これの想定についてどのような見解をお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）津川主幹

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であります。現在この特別措置法の期限は平成33年3月までとなっており、期限の延長等の通知などの情報は、今のところ把握しておりません。

○安斎委員

たしか、延期も国会議員の力で、力というか提言でなったと聞いておりますので、ぜひとも自民・公明の与党の議員には頑張っていただきたいなというふうに思います、立憲も、共産党も。全与党会派で、与党も野党も関係なく、全国国会議員の皆さんでお力を合わせて頑張っていただきたいなと思います。

次に、20ページの「ネーミングライツの導入を検討」というところなのですけれども、実際にどのような検討を現在しているのかお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）津川主幹

ネーミングライツが導入可能な施設は、一定程度新しく、利用状況なども高い施設でなければ企業としてもメリット自体を考えにくいと考えられることから、既存の施設においても検討を進めるとともに、今後の公共施設の個別施設計画などにおいて、新規・複合施設の建設などが必要となる際にも、ネーミングライツの導入を検討していきたいと考えております。

○安斎委員

町の場合は忘れたのですけれども、たしか東京都でトイレの改修も企業からお金をもらって、3Kと、いわゆる暗い、汚い、臭いを改善させた事例で、その公衆トイレにもネーミングライツをやったりとかというのも事例があるのです。できれば、公共施設等総合管理計画も、それにあわせてというの必要ですけれども、株式会社ニトリにも寄附していただいて、公衆トイレをきれいにさせていただいたので、ニトリトイレとか、そういった形でいろいろなことに持っている資産を、いろいろお金が集められるような工夫をしていただければなというふうに思っております。

次に、29ページです。「第3セクターに対する適切な関与」ということがあるのですけれども、では今まで適切な関与をしてこなかったのかというふうに読み取れますし、少しこの辺がいまいちわかりづらいので、どういうことを想定しているのかお聞かせいただければと思います。

○（財政）津川主幹

一部の第三セクターについては、本市から業務委託や補助金などが支出されていることがあります。なので、その運営自体は効率的な運営となっているのか精査する必要があるものと考えております。

○安斎委員

いわゆる、今までもたしかやってきてはいるのですけれども、その適切な関与をするに当たっても、補助金を出しているところは一部分しかないとは思いますが、これについては、ではどの部分を市が関与していくのかというような想定があればお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

もともと第三セクターの部分につきましては、本市については大体七つぐらいの関連しているところがございます。もともと各課において、当然のごとくその収支状況なり、そういう部分につきましては把握もしておりますし、各決算期においても議会に決算状況の報告という形をとらせていただいております。実際に各施設のところも、やはりそれぞれの財政状況の部分、当然、本市も現在厳しいという状況にもなっておりますし、各第三セクターの部分についても、本市から例えば委託をしていたりとか、もしくは補助金とかを支出している状況等もございますので、当然のごとくそれぞれの施設ごとにも財政状況の部分把握しながら、本市としても必要な経費というのは当然お出ししていかなければならないですけれども、そこについても財政健全化の部分で何らかの対応はできないのかということは当然考えていかなければならないということで、今回プランに挙げさせていただいております。

○安斎委員

補助金を出している、指定管理でしているというのは一部のところであると思うのですが、収入に見合った額の補助金ではないところもあったりとかして、そういったところを厳しい財政状況の中、よりいい形で適切な関与というのですか、それをしていただければなというふうに思っております。

◎（仮称）さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンについて

次に、（仮称）さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンについて伺います。

先ほども質疑があったのですが、いかんせんこの別紙にある項目を見ても理解がなかなかできない、ばふらつとしたものがあるものですから、少し聞いていきたいと思っております。

まず、「Ⅰ 高次の都市機能の集積・強化」の中の都心アクセス強化に係る検討というのですが、これは「都心アクセス強化検討に関する道央市圏連携会議での情報交換」とあるのですが、情報交換するだけで本当にいい都市圏ビジョンになって、札幌市との連携がいい方向に行くのかなというのが疑問に思うのですが、これについて少し御説明をいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室布主幹

詳細についてはこれから伺っておりますので、申しわけないのですが資料のとりの表記とさせていただいているところでございます。

○安斎委員

何か一緒に雪あかりをやっていたのに、随分冷たい答弁だなと思うのですが。

いわゆる都心アクセス強化に係る検討という、何か逆に札幌に行きやすくなるというふうなイメージを持ってしまうのですよね。できれば、札幌に行きやすくなってもいいけれども、私からの提案としては、朝の始発に快速列車がないとか、飛行機の最初の便には小樽からは行けないとか、そういったところの不便な部分をもう少し効率よくしていただけるような検討とか情報交換をして、前向きにそういったものを、アクセス強化をしていただければなというふうに思いますので、これについては全然冷たい答弁しか返ってこないで次に回します。

次に、「Ⅱ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上」についてです。救急医療の維持向上等に向けた取り組みの推進、これも「持続可能な救急医療体制の整備のための情報共有等」しか書いていないのですが、情報共有といえば先ほどの答弁のものかと思うのですが、ここには「等」がついていますので、何かまた少し含まれているのではないかと考えているのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

こちらについても、最初は情報共有、情報交換のための会議体の設置をしての実施からまず進めてまいるというふうに聞いてはおります。

○安斎委員

次に、佐々木議員もお話ししていました「雪堆積場の共同活用の連携を検討」ということなのですが、今年度か

らもたしか銭函の雪堆積場について、札幌の方が利用できるようなというふうな検討をしていると思うのですけれども、これは小樽の人も手稲区の部分を使えるような形で検討していくのかという意味も込めての共同活用ということに含まれているのかというのを、何か今お話しできるものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室布主幹

今聞いておりますのは、特に小樽市中心部というわけではなくて、銭函地域で隣接する手稲区と共同活用ができないものかというところから話が始まるというふうに聞いております。

○安斎委員

余りにも情報が大き過ぎて、これから多分核となる部分の話し合いが進んでいくと思います。また、ビジョン案のパブリックコメントの実施の際にも、多分我々にも情報が入ってくると思いますので、せっかくの大都市の隣にある小樽ですから、この機会にいろいろな連携をつくって小樽市民にもメリットあるものにしていただきたいなと思いますし、小樽から出ていってしまった成田祐樹札幌市議会議員もいるということなので、成田札幌市議も有効に活用して、情報をもらっていい協定、中枢都市圏の形成に向けた協議を行っていただきたいなと思います。

◎学校給食について

最後に、学校給食について伺います。

この間、学校給食についていろいろと質問があったのを私も本会議や予算及び基本構想特別委員会を控室で音声聞いていたのですけれども、お金があって何でも要望に応えられれば、どれだけいい給食が出せるのだろうなというふうに思っていました。

そこでまず伺いたいのは、その要望があったのはジャムとか米飯をふやせとか、あとはデザートをふやせとかといった要望を全部聞き入れた場合、小樽市としてどれぐらいの負担で、また、給食費がどれぐらい上がるのかというのを仮定で試算できているのであればお示しいただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

ジャム、デザートの回数増の負担増につきましては、一般質問では給食センター統合前の平成24年度と比べまして、デザート、ジャムの提供回数が少なくなっているとの御指摘をいただいたところでございます。

具体的に申し上げますと、デザートですと24年度は、小学校は80回の提供回数に対し29年度は39回。同じく中学校は、24年度は85回で29年度は48回。ジャムにつきましては、小学校は、24年度は17回で29年度は5回。中学校は、24年度は27回で29年度は7回ということになってございます。

これを仮に24年度の回数までトータル回数をふやすといたしますと、単純に計算いたしますと小学校では月額で約164円。同じく中学校では約155円程度の増額となるものでございます。

続きまして、米飯回数を2回から3回にという御質問がございまして、米飯回数を3回にした場合でございますが、米飯については委託の費用ということでございまして、この委託というのは、米飯をつくる業者に米飯の食器類、茶わんとかしゃもじ、それらを学校に運搬して回収する費用、それから、それらを洗浄する費用、そういうものが、これは給食費の負担ではなくて設置者である市の負担ということで、一般会計の増額になる部分でございまして、これが約1,700万円程度の増額となるものでございます。

○安斎委員

できたら、やはりそういった要望があればふやしてあげたりとかしたらいいと思うのですけれども、私が思うに、こういったことの情報開示をして、例えばジャムをこうすると幾らになってしまう。それでもいいですかとか、そういった話し合いとか対話をしていくともう少し理解が深まるのかというふうに思っております。

また、私も文字面だけで判断してしまっているかもしれませんが、ことしの2月の小樽雪あかりの路の期間中に朝里小学校で、毎年外国人を呼んで一緒にゲームをして給食を食べようというのがあるのです。私も雪あかりのボランティアを担当していて、韓国人、中国人の子たちと行くのですけれども、ちょうどことしは平昌オリン

ピックのときで、学校給食が韓国にちなんだ給食で、そのときに、たまたまその時期に行ったのがよかったのですが、韓国人の子と会話が通じないけれども、御飯のやりとりで言葉が通じないけれども食で会話というか、雰囲気はよくなったりとかして、子供たちにとってもいい機会だったなというふうに思っております。

ですので、少ない予算や給食費を上げられないというその条件の中で、いろいろ私は工夫されているのだなというふうに思ったときもありましたので、ぜひいろいろ工夫されつつ、そしてまたそういった要望があったときには、何でそうなるのかとか、何でこの金額なのかというのをしっかり情報開示して対話をしていけば、理解していけるのかなというふうに思いますので、ぜひとも子供たちのためによりよい食育をしていただくために、私の今の提案も少し検討していただいて、今後の子供たちの教育環境の充実に努めていただきたいなというふうに思います。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 59 分

再開 午後 4 時 14 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第 5 号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案は否決、議案第 18 号小樽市非核港湾条例案は可決を主張し、討論を行います。

議案第 5 号です。扶養親族の扶養手当の月額について引き下げは認められません。

議案第 18 号です。核兵器搭載可能艦艇の入港をさせない取り組みをするべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 18 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第 5 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、議案は可決と決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。